

学校感染症 医師意見書

大阪府立貝塚高等学校

____年 ____組 ____番 名前 _____

学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症

一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H 五 N ー）
二種	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風し ん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

【 診断名 】 _____

上記疾病で感染のおそれがあり、自宅療養を指示した期間

自 令和 ____年 ____月 ____日

至 令和 ____年 ____月 ____日

現在、登校できる状態と認めます。

令和 ____年 ____月 ____日

医療機関名

医 師 名 _____

*届けはこの用紙に限りません。

*文書料は医療機関によって異なります。

*インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、別紙「インフルエンザ・新型コロナ
ウイルス感染症 り患届」（保護者記入）を提出してください。